

公 開 情 報

- ・ 定款
- ・ 役員名簿
- ・ 社員名簿
- ・ 平成 30 年度事業報告
- ・ 平成 30 年度決算書
- ・ 平成 31 年度事業計画
- ・ 平成 31 年度予算書
- ・ 役員給与規程
- ・ 役員退職手当規程

定款

公益社団法人日本茶業中央会
東京都港区東新橋2-8-5
電話 03-3434-2001

公益社団法人日本茶業中央会定款

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本茶業中央会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、お茶の振興に関する基本的方策を樹立し、安全で良質な茶の需給関係の総合的改良発達を推進するとともに、茶文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び国民生活の豊かさの向上実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶業及び茶文化の振興に関する関係機関への提言に関すること。
- (2) 茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。
- (3) 茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
- (4) 安全安心な信頼性の高い茶の供給体制の整備に関すること。
- (5) 国際的な視点に立った日本茶の振興と日本茶文化の普及に関すること。
- (6) 茶に関する情報の収集、機能性等の調査研究とその活用に関すること。
- (7) 消費者に向けた、茶の健康的、文化的等の情報提供に関すること。
- (8) 茶業に関する団体相互の連携、協調に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(規 約)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 この法人を構成する会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は全国をその地区とする茶業に関する団体及びそれ以外の茶業に関する団体であつて理事会の承認を受けたものとする。
- (2) 賛助会員は本会の事業を賛助する個人又は団体であつて理事会の承認を受けたものとする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(加 入)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の場合は定款又はこれに代わるべき規程及び代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (2) その他この法人が必要と認めた書類

(任意脱退)

第8条 会員は、脱退の申し出を行うことにより任意にいつでも脱退することができる。

(除 名)

第9条 この法人は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合にはこの法人は、その総会の開催日の7日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があつたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条の納入義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

(会 費)

第11条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(届 出)

第 12 条 団体である会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったときは遅滞なく、この法人にその旨を届け出なければならない。

2 団体である会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第 3 章 総 会

(開 催)

第 13 条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(総会の招集)

第 15 条 総会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、各理事が総会を招集する。

(総会の決議方法等)

第 16 条 総会は、正会員総数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において、正会員 1 名につき 1 個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第 18 条に規定する場合を除き出席した正会員の議決権の過半数で決する。

(総会の決議事項)

第 17 条 総会で決議するものとして法令又は、この定款において別に定める事項のほか次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更

(2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

(3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 規約の制定又は改廃

(特別決議)

第 18 条 次の事項は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、代理人、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、その内容が総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、主たる事務所に備えつけておかなければならない。

第 4 章 役員等

(役員の数及び選任)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16 人以上 20 人以内
 - (2) 監事 3 人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人の監事は、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であってはならない。
- 7 理事のうちから会長1人、副会長2人、専務理事1人を理事会の決議によって選定する。
- 8 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の職務)

第22条 会長は、この法人を代表し、この法人の職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括して会務を処理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、職務を執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(辞任又は任期満了の場合)

第24条 任期満了又は辞任により、理事又は監事数とその定数を欠くに至った場合は、退任した理事又は監事はその後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解 任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

(報 酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

(顧 問)

第 27 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が選任する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 5 章 理 事 会

(理 事 会)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。
- 7 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名し、押印するものとする。

第 6 章 専 門 委 員 会

(専 門 委 員 会)

第 30 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局 及 び 職 員)

第 31 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事 業 年 度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（ 事業計画及び収支予算 ）

第 33 条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（ 事業報告及び決算 ）

第 34 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（ 公益目的取得財産残額の算定 ）

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

（ 定款の変更 ）

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（ 解 散 ）

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（ 公益認定の取消し等に伴う贈与 ）

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（ 残余財産の帰属 ）

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（ 公告の方法 ）

第 40 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は榛村純一、副会長は田中鉄男と鈴木毅志、専務理事は柳澤興一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人日本茶業中央会役員名簿

令和元年10月1日

役職名	氏 名	所 属 等
代表理事	上川 陽子	公益社団法人静岡県茶業会議所会頭
理 事	吉田 利一	全国茶生産団体連合会会長
〃	成岡 揚蔵	全国茶商工業協同組合連合会理事長
〃	中島 仁三	公益社団法人日本茶業中央会専務理事
〃	長峰 宏芳	一般社団法人埼玉県茶業協会会長
〃	芹沢 秋雄	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会委員長
〃	桐明 和久	福岡県茶生産組合連合会副会長
〃	新谷 紘一	一般社団法人奈良県茶業会議所副会頭
〃	坂元 修一郎	一般社団法人鹿児島県茶生産協会会長
〃	君野 信太郎	東京都茶協同組合理事長
〃	原 昭義	三重県茶商工業協同組合理事長
〃	森下 康弘	京都府茶協同組合理事長
〃	夔田 高明	大阪府茶業協同組合理事長
〃	澤田 了三	鹿児島県茶商業協同組合理事長
〃	桐島 俊昭	日本茶輸出組合理事長
〃	佐々木 余志彦	公益社団法人静岡県茶業会議所副会頭
〃	堀井 長太郎	公益社団法人京都府茶業会議所会頭
〃	永福 喜作	公益社団法人鹿児島県茶業会議所会頭
〃	久保 公従	公益社団法人鹿児島県茶業会議所専務理事
監 事	石川 和弘	静岡県経済農業協同組合連合会常務理事
〃	富田 清治	愛知県茶商工業協同組合理事長
〃	伊藤 智尚	公益社団法人静岡県茶業会議所専務理事

社員名簿

団 体 名	郵便番号	所 在 地
全国茶生産団体連合会	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル9階
全国茶商工業協同組合連合会	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館内
日本茶輸出組合	420-0011	静岡市葵区安西5-43
公益社団法人 静岡県茶業会議所	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館内
公益社団法人 京都府茶業会議所	611-0021	宇治市宇治折居25-2 宇治茶会館内
公益社団法人鹿児島県茶業会議所	891-0122	鹿児島市南栄3-12

1 平成 30 年度事業報告

I 茶業の概況

ア 生産の概況

(ア) 茶栽培面積

全国の茶栽培面積は、4万1,500haで前年に比べ900ha減少した。地域的に見ると減少した県は静岡県△600ha、三重県△70ha、佐賀県△46ha、熊本県△40haとなっている。

年	区分	栽培面積 (ha)			摘採面積 (ha)	
		合計	専用園	兼用園	実面積	延面積
平成30年		41,500		—	33,300	81,700
平成29年		42,400		—	33,858	82,130
前年比%		98	—	—	98	99

資料：1農林水産省統計による。摘採面積は11主産県調査の計である。

(イ) 荒茶生産量

主産県の荒茶生産量は81,500tで前年に比べ、6%増加している。

年度	茶期	計 t	一番茶 t	二番茶 t	三番茶 t	四番茶 t	秋冬春番茶 t
平成29年	77,100	27,890	—	—	—	—	
前年比%	106	109	—	—	—	—	

資料：農林水産省作物統計による。年計、茶期別は11主産県調査の計である。

(ウ) 茶種別生産量

茶種別にみるとてん茶が前年に比べ27%増加している。

年	茶種	計 t	玉露 t	かぶせ茶 t	てん茶 t	普通せん茶 t	玉緑茶 t	番茶 t	その他 t
平成29年	80,242	235	3,763	2,666	44,535	2,153	23,966	2,888	
前年比 %	106	91	104	127	106	110	104	90	

資料：全国茶生産団体連合会調査による。

(参考)		主産府県 t	その他県 t	全 国 t	備 考
	平成10	78,700	3,900	82,600	主産14府県調査
	15	86,805	5,095	91,900	全県調査
	20	93,500	2,000	95,500	主産16府県調査
	21	83,945	2,055	86,000	全県調査
	22	83,000	2,000	85,000	主産16府県調査その他推計
	23	82,100	-	-	主産16府県調査
	24	85,900	-	-	主産16府県調査
	25	82,800	2,000	84,800	主産16府県調査その他推計
	26	81,931	1,569	83,500	全県調査
	27	76,400	3,100	79,500	主産12府県調査その他推計
	28	77,100	3,100	80,200	主産12府県調査その他推計
	29	78,800	3,100	82,200	主産12府県調査その他推計
	30	81,500	4,800	86,300	主産11府県調査その他推計

資料： 1 農林水産省統計部による。

2 主産16府県；茨城、埼玉、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

3 主産11府県；埼玉、静岡、愛知、三重、京都、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

イ 荒茶価格（煎茶）

全生連調査によると対前年比では各茶期とも価格は安くなっている。

単位；円/kg、%

	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	冬春秋番茶
平成5	2,970	1,026	780	612	392
10	2,442	1,172	700	660	284
15	2,868	1,085	678	795	325
18	2,626	960	509	316	
19	2,641	974	579	347	
20	2,396	883	565	588	
21	2,250	715	370	290	
22	2,645	780	374	402	
23	2,438	844	570	572	
24	2,223	838	604	509	
25	2,188	781	444	388	
26	2,199	683	340	346	
27	1,994	671	405	290	
28	2,129	764	568	329	
29A	2,255	868	679	364	
30B	1,910	781	445	367	
前年比 B/A %	85	90	66	101	

資料： 全国茶生産団体連合会調査による。

ウ 消費の動向

(ア) 茶需要量

① 平成30年の茶需要量は、供給ベースから推定すると8万6千tとなっている。

供給内容をみると、国内生産量が前年5%増、輸出量は1割増、輸入量も2割増となった。また、1人当たり消費量も増加傾向にある。

区分 年	国内生産量 A t	輸入量 B t	輸出量 C t	国内消費量 A+B-C=D t	人口 E 千人	一人当たり消費量 D/E g
平成5年	92,100	5,481	305	97,276	124,764	780
10	82,600	6,399	652	88,347	126,486	698
15	91,900	10,242	760	101,382	127,619	794
20	95,500	7,326	1,701	101,125	127,692	792
21	86,000	5,865	1,958	89,907	127,510	705
22	85,000	5,906	2,232	88,674	128,056	692
23	82,100	5,393	2,387	85,106	127,799	666
24	85,900	5,473	2,351	89,022	127,515	698
25	84,800	4,875	2,942	86,733	127,298	681
26	83,500	4,180	3,516	84,164	127,083	662
27	79,500	3,473	4,127	78,846	127,110	620
28	80,200	3,618	4,108	79,710	126,933	628
29	82,000	3,970	4,642	81,328	126,706	641
30	86,300	4,730	5,102	85,928	126,443	680

資料：1 農林水産省統計部による。

2 輸出入量は財務省貿易統計による。

3 人口は総務省調査（推計人口）各年10月1日現在による。

なお27年人口は国勢調査速報値である。（暫定値）

② 緑茶飲料は平成10年に60万kl台となり、以降急増したが、平成18年248万klとなり以降横ばいで推移したが近年はやや増加傾向にある。

緑茶系飲料向け原料を推計すると30年は3万1237t、国内供給量(消費量)の36%にあたる。

(参考) 原料換算(試算値)

年次	緑茶		混合茶		原料使用量合計 (t)	前年比 %
	(推定原料使用率1%) (千kl)	(推定原料使用率0.15%) (t)	(推定原料使用率1%) (千kl)	(推定原料使用率0.15%) (t)		
昭和63年	18	180				
平成元年	30	300				
5	266	2,660	22.5	34	2,694	
10	617	6,170	950	1,425	7,595	126.5
15	1715.9	17,159	831.7	1,248	18,407	105.3
16	2216.7	22,167	865	1,298	23,465	127.5
17	2570	25,700	713.8	1,071	26,771	114.1
18	2481.1	24,811	790.1	1,185	25,996	97.1
19	2457.7	24,577	881	1,322	25,899	99.6
20	2431.2	24,312	822	1,233	25,545	98.6
21	2382.9	23,829	791.6	1,187	25,016	97.9
22	2356.5	23,565	769.1	1,154	24,719	98.8
23	2360	23,600	726	1,089	24,689	99.9
24	2454	24,540	704	1,123	25,663	103.9
25	2528	25,280	704	1,123	26,403	102.9
26	2548	25,480	708	1,129	26,609	100.8
27	2675	27,010	708	1,122	28,132	105.7
28	2850	28,495	703	1,111	29,606	105.2
29	2930	29,321	690	1,090	30,411	102.7
30	3018	30,201	656	1,036	31,237	102.7

緑茶ドリンク等の生産動向

千kl

年次	緑茶	ウーロン茶	紅茶	混合茶
平成5年	266	1,185	600	23
10	617	1,220	996	950
15	1,715	1,167	795	832
19	2,458	961	973	881
20	2,431	877	1,030	822
21	2,383	813	1,051	792
22	2,356	834	1,160	769
23	2,360	684	1,124	726
24	2,454	670	1,096	704
25	2,528	642	1,014	704
26	2,576	590	963	731
27	2,660	608	940	723
28	2,766	571	944	738
29	2,846	563	1,020	749
30	2,931	523	1,025	711
前年比%	103	93	100	95

資料：日刊経済通信社による。

(イ) 緑茶の家計内購入量

一般家庭における緑茶の購入量は、平成5年の1,335gをピークに、減少傾向で推移、平成20年より1,000gを割り込み、以降も漸減傾向となっている。

また、一世帯当り緑茶購入金額は平成 16 年に 5 千円台に 21 年は 4 千円台に、平成 30 年には 3,879 円に減少している。一方、茶飲料の購入金額は平成 16 年の 5,378 円から 5 千円台に増加し、30 年は 7,172 円となっている。

区分 年度	茶飲料 購入額 円	購入量 g	同 1 人当たり g	金額 円	同 1 人当たり 円	100g 当たり 平均単価 円	世帯 人員 人
平成 5	-	1,335	383	7,131	2,043	534	3.49
10	-	1,284	388	7,028	2,122	547	3.31
15	4,658	1,139	355	6,171	1,922	542	3.21
19	5,749	1,051	339	5,378	1,735	512	3.10
20	5,655	992	319	5,073	1,631	511	3.11
21	5,700	942	304	4,809	1,551	510	3.10
22	5,889	948	307	4,424	1,432	467	3.09
23	5,889	975	318	4,591	1,495	404	3.07
24	5,867	889	291	4,300	1,405	484	3.06
25	6,052	874	256	4,288	1,254	490	3.42
26	5,979	892	294	4,174	1,378	468	3.03
27	6,146	843	279	4,083	1,352	484	3.02
28	6,632	849	284	4,168	1,394	490	2.99
29	6,631	850	285	4,103	1,377	482	2.98
30	7,172	798	268	3,879	1,302	486	2.98
前年比%	108	94	94	95	95	101	

資料：総務省家計調査による。

エ 茶の輸出入

(ア) 輸出

緑茶の輸出については、海外での日本食ブーム、茶の機能性への関心の高まりから、平成 5 年以降増加傾向にあり、平成 17 年に 1 千 t 台、27 年以降は 4 千 t 台、平成 30 年には 5,102 t の輸出量となっている。

主な輸出国は、アメリカ 1,595 t（前年 1,407 t）で全体の 30%を占めているほか、台湾 1,216 (1,080)、シンガポール 307 (343)、ドイツ 374 (342)、ホンコン 173 (206)、カナダ 205 (190)、マレーシア 178 (181)、タイ 291 (540) となっている。輸出国数は年々増加しており 16 年 39 カ国、24 年 58 カ国、30 年 71 カ国となっている。

一方、輸出金額については平成 16 年 17 億円から 30 年 153 億円となっている。

緑茶の輸出量

t、百万円；%

	元年	5年	10年	15年	20年	25年	28年	29年	30年
輸出量	635	305	652	760	1,701	2,942	4,108	4,642	5,102
対前年比	-	-	-	-	105	125	100	113	110
輸出額	-	-	-	-	3,344	6,610	11,551	14,357	15,333
対前年比	-	-	-	-	-	-	114	124	107

資料：財務省通関統計による。

平成 30 年輸出国別、輸出数量、金額

t ; 百万円

国名	数量	金額
合計(その他の国含む)	5,102	15,333
アメリカ	1,595	6,811
台湾	1,216	1,407
シンガポール	307	925
ドイツ	374	1,397
ホンコン	173	862
カナダ	205	688
マレーシア	178	323
タイ	291	540

資料：財務省通関統計による。

(イ) 輸入

緑茶の輸入については、緑茶飲料等の需要動向を反映して増加し、13年には過去最高の17,739 tであった。その後は18年まで1万 t 台で推移したが、19年以降1万 t 台を割り、27年より3千 t 台であったが、平成30年には4730t になっている。

主な輸入国は、中国 3,918 t (全体の83%)、オーストラリア 277t(6%)、ベトナム 343 t (7%)である。

緑茶の輸入量

t ; %

	元年	5年	10年	15年	20年	25年	28年	29年	30
輸入量	2,854	5,481	6,399	10,242	7,326	4,875	3,618	3,970	4,730
対前年比	-	-	-	-	-	-	104	110	119

資料：財務省通関統計による。

II 事業の概要

本会が平成30年度に行った一般事業の主なものは次の通りである。

1) 諸会議の開催

1 理事会の開催について

理事会を下記により開催し、議案についてそれぞれ審議、可決承認した。

① 平成30年度第1回理事会

- 1 開催日 平成30年6月8日(金)
- 2 開催場所 東京茶業会館6階会議室
- 3 提出議案
第1号議案 平成29年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件
第2号議案 緑茶の表示基準のうち茶種の「名称及び定義」に関する件
- 4 報告事項
第72回全国お茶まつり(仮称)に実施について

② 平成30年度第2回理事会の開催について

- 1 開催日 平成30年6月28日(月)
- 2 開催場所 東京茶業会館6階会議室
- 3 提出議案
第1号議案 専務理事の選定に関する件
中島 仁三が専務理事に決定承認され就任した。
第2号議案 退任理事の顧問選任の件
退任した柳澤 興一郎を顧問に選任した。

③ 平成30年度第3回理事会の開催について

- 1 開催日 平成30年9月25日(火)
- 2 開催場所 東京茶業会館6階会議室
- 3 提出議案
第1号議案 第72回全国お茶まつり東京大会開催に関する件
第72回全国お茶まつり東京大会について、本会が実行委員会の事務を担当することとなった。

④ 平成30年度第4回理事会の開催について

- 1 開催日 平成31年3月18日(月)
- 2 開催場所 東京茶業会館6階会議室
- 3 提出議案
第1号議案 平成31年度事業計画及び収支予算決定承認に関する件
第2号議案 平成31年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件
第3号議案 平成31年度役員報酬決定承認に関する件
第4号議案 緑茶の表示基準の一部改正に関する件
周知期間を考慮し、改正された「緑茶の表示基準」の施行日は、2020年4月1日とされた。
- 5 報告事項

- (1) 日本茶業体制強化推進協議会について
- (2) 日本茶輸出促進協議会について
- (3) 第72回全国お茶まつり東京大会の結果報告について
- (4) SDGs等のについて

2 総会

総会を下記により開催し、議案についてそれぞれ審議、可決承認した。

① 通常総会の開催について

- 1 開催日 平成30年6月28日(木)
- 2 開催場所 東京茶業会館6階会議室
- 3 提出議案
第1号議案 平成29年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件
第2号議案 役員の一部変更に関する件
柳澤興一郎が専務理事を退任し、中島仁三が理事に就任した。

② 臨時総会の開催について

- 1 開催日 平成31年3月18日(月)
- 2 開催場所 東京茶業会館6階会議室
- 3 議案
第1号議案 平成31年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件
第2号議案 平成31年度役員報酬決定承認に関する件

3 監事会

監事会を下記により開催し、平成29年度の監査を実施した。

- 1 開催日 平成30年5月21日(月)
- 2 開催場所 公益社団法人日本茶業中央会会議室
- 3 監査事項 平成29年度事業及び収支決算書、帳簿及び証拠書類等

4 六団体長会議等

① 平成30年度茶業功績者表彰委員会及び六団体長会議

- 1 開催期日 平成30年9月25日(火)
- 2 開催場所 東京茶業会館6階会議室
- 3 協議事項
 - * 平成30年度茶業功績者の選考について(委員会)
 - * 第72回全国お茶まつり茶業振興大会における宣言案について
 - * 第72回全国お茶まつり東京大会について

5 専務理事会議等

① 第1回 専務理事会議

- 1 開催期日 平成30年4月18日(水)
- 2 開催場所 東京茶業会館6階会議室

3 協議事項

* 「緑茶の表示基準」の検討について

② 第2回 専務理事会議

1 開催期日 平成31年1月31日(水)

2 開催場所 東京茶業会館6階会議室

3 協議事項

* 平成31年度公益社団法人日本茶業中央会の事業の運営について

6 緑茶表示適正化推進委員会

① 平成30年度第1回緑茶表示適正化推進委員会

1 開催日 平成30年5月21日(水)

2 開催場所 東京茶業会館6階会議室

3 協議事項

* 「緑茶の表示基準」の検討。

② 平成30年度第2回表示適正化推進委員会

1 開催期日 平成31年1月31日(水)

2 開催場所 東京茶業会館6階会議室

3 協議事項

* 食品表示基準に即した「緑茶の表示基準」の改定について検討。

7 補助事業実施への参画(日本茶業中央会:協議会事務局)

① 日本茶ニュービジネス育成強化運営協議会総会

1 開催日時 平成30年6月14日(木) 11:30~12:00

2 開催場所 日本茶業中央会会議室

武田善行会長をはじめ協議会会員による総会が行われた。

3 議案 平成29年度事業協議会報告及び収支決算報告承認に関する件
武田善行会長をはじめ協議会会員による総会が行われ、平成29年度事業実績及び決算、日本茶ニュービジネス育成強化運営協議会の解散について決定承認され、日本茶ニュービジネス育成強化運営協議会の残余財産については日本茶業体制強化推進協議会に寄付されることが承認された。

② 平成30年度日本茶業体制強化推進協議会総会

1 開催日時 平成30年6月14日(木) 13:00~13:30

2 開催場所 東京茶業会館6階会議室

3 議案 平成30年度事業計画及び収支予算決定承認に関する件及び
平成30年度会費賦課徴収方法決定承認について

- ③ 平成 30 年度日本茶業体制強化推進協議会第 1 回運営委員会（検討会）
- 1 開催日時 平成 30 年 6 月 14 日（木）13：30 分～
 - 2 開催場所 東京茶業会館 6 階会議室
平成 30 年度事業の推進について検討
- ④ 平成 30 年度日本茶業体制強化推進協議会第 2 回運営委員会（検討会）
- 1 開催日 平成 31 年 2 月 14 日（木）
 - 2 開催場所 糖業会館会議室
 - 3 協議事項 平成 30 年度事業成果報告及び 31 年度事業について検討

8 関係機関との連携

① 茶ノ木神社献茶式典

- 1 開催期日 平成 30 年 5 月 2 日
- 2 開催場所 茶ノ木神社 東京都中央区日本橋人形町
- 3 概要 茶の木神社主催の八十八夜に献茶式に協力。静岡・鹿児島の会議所から新茶の提供を受け、お茶のミニ講座、新茶の試飲、配布を行った。町内会、近隣、観光客等が多数参加した。

② 杉山彦三郎翁顕彰会役員会

- 1 開催期日 平成 30 年 4 月 17 日（火）
- 2 開催場所 静岡県茶業会館会議室
- 3 議題
 - * 平成 29 年度事業報告・決算
 - * 平成 30 年度事業計画・予算
 - * 杉山賞表彰者の選考

③ 日本茶業学会表彰委員会

- 1 開催期日 平成 30 年 7 月 26 日（金）
- 2 開催場所 農研機構 金谷茶業研究拠点 会議室
- 3 議題
 - * 日本茶業学会功労賞並びに日本茶業学会奨励賞の審査決定

④ 平成 30 年度 行政部局と農研機構との茶に関する情報交換会

- 1 開催期日 平成 30 年 11 月 1 日（水）
- 2 開催場所 農研機構 金谷茶業研究拠点 会議室
- 3 概要
 - * 果樹茶業研究部門の研究の取組み状況、今後の方向等について意見交換を行った。

⑤ 生産県会議（農水省主催）

ア 平成30年度第1回茶生産県会議

- 1 開催期日 平成30年9月7日（金）
- 2 開催場所 農林水産省会議室
- 3 概要
 - * 茶関係予算、茶をめぐる情勢、各都府県の一番茶、二番茶価格他農水より情報提供、茶関係団体からの情報提供があり、意見交換をおこなった。

イ 平成30年度第2回茶生産県会議

- 1 開催期日 平成31年1月31日（木）
- 2 開催場所 農林水産省会議室
- 3 概要
 - * 農水より最近の茶の動向について説明があり、関係団体からの情報提供と意見交換を行った。

⑥ 平成30年度日本茶業学会総会・研究発表会

- 1 開催日 平成30年11月20日（火）
- 2 開催場所 静岡県島田市
- 3 議題
 - * 平成29年度事業報告及び30年度事業計画、予算及び決算に関する件が決定承認された。なお、同会場において茶に関する研究報告会が開催された。

⑦ 自民党茶業議員連盟出席

- 1 開催日 平成30年8月28日（金）
- 2 開催場所 自民党本部7階会議室
- 3 協議事項 「茶の価格等の状況について」「平成31年度茶業関係予算概算要求」「茶業をめぐる最近の取組みについて」農林水産省から説明と茶業界から茶業全般について要望等を発言した。なおこれら要望も踏まえ茶業振興に関する決議を行った。農林水産省他各省庁、茶業団体役員等が出席した。

2) 第72回全国お茶まつり東京大会の開催

第72回全国お茶まつり東京大会について、当会が大会の事務を担当し、全国の茶業関係団体、国、県等と連携して大会役員会・実行委員会を組織した。大会を運営するに当たり実行委員会等を2回（第1回：9月25日、第2回12月4日）開催し、大会準備、関係機関の役割を明確化して、次のとおり、第72回全国お茶まつり東京大会を実施した。

行事内容	日程	会場
I 茶業振興大会 (1) 式典・褒賞授与式 (約 300 人)	平成 30 年 12 月 14 日(金) 10 時～12 時	日本橋プラザ 3 階 ホール
II パネルディスカッション・講演会等 (1) パネルディスカッション テーマ「いま、日本茶の未来を問 うー高付加価値化と輸出促進ー」	12 月 14 日(金) 13 時～14 時 30 分	会議室
(2) 食育セミナー	12 月 14 日(金) 15 時～16 時	
(3) コラボセッション テーマ「和文化を世界に情報発信」 ①基調講演 ②パネルディスカッション (チーム j-culture とのコラボ)	12 月 15 日(土) 11 時～12 時 13 時～14 時 30 分	
III 日本茶文化ふれあいフェスティバル (1) 主産県産地、茶業団体等が出展し、 茶の魅力、各種情報を発信 (2) 全国銘茶の試飲、体験等 (3) 新種(サンルージュ)等を活用し たお茶料理、飲料の紹介 (4) 手もみ茶体験、おいしいお茶の 入れ方、水出し茶の入れ方等の体験 (5) 茶に関する新技術、研究成果、茶 機械・資材等の情報提供等	12 月 14 日(金) 13 時～19 時 12 月 15 日(土) 10 時～16 時	ホール、会議室等

イ 平成 30 年度茶業功績者の表彰

平成 30 年度茶業功績者について、第 72 回全国茶業振興大会において次の方々の表彰を行った。

氏名	現住所	茶業団体等役職及び職歴	業績概要等
なかの もとあき 長野 元明 (68 歳)	茨城県	前全国茶生産団体 連合会理事 前茨城県茶生産者 組合連合会会長 元さしま茶協会会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり全国茶生産団体連合会の理事として茶の生産振興、茶業の経営改善に貢献 ・茨城県茶生産者組合連合会会長として、長きにわたり茨城県茶の生産振興、品質改善、茶業の経営改善に積極的に取り組み茨城県産茶の評価向上に貢献 ・東日本大震災による原子力発電所事故後の放射線被害対策に中心となって取り組み茶園管理をはじめ生産技術指導の徹底、荒茶セシウム濃度の測定に基づく出荷自粛の徹底により翌年産茶の出荷を可能にするなど茨城県産茶の信頼回復に貢献
もりやま としひろ 森山 俊裕 (71 歳)	鹿児島県	元社団法人鹿児島 県茶生産協会理事 元社団法人鹿児島 県茶生産協会副会 長 元始良地区茶業振 興会会長 元始良・伊佐地区 茶業振興会会長	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり鹿児島県茶生産協会の役員として強いリーダーシップを発揮し、県産茶の品質向上、消費拡大に取組み、鹿児島県の茶業振興に大きく貢献 ・地元始良地域の茶業経営の再編をはかり、中山間地等地域茶業経営のモデルとなる低コスト大規模経営の実現に取り組むなど地域の茶業発展に尽力 ・「始良地区かぶせ茶研究会」を設立し、鹿児島に初めてかぶせ茶を導入し、生産技術を確立し鹿児島県産茶の振興に大きく貢献
ほらだ やすし 原田 康 (74 歳)	静岡県	現全国茶商工業協 同組合連合会理事 現公益社団法人静 岡県茶業会議所理 事 元静岡県茶商工業 協同組合理事 現静岡県茶商工業 協同組合副理事長 元島田茶業協同組 合理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり静岡県茶商工業協同組合の要職にあつて組合組織の育成強化、組合員の経営安定向上、関係団体との連携による静岡茶の消費拡大事業に尽力 ・静岡県茶業会議所の要職をつとめ総合的茶業振興策の樹立推進等、静岡県茶業の発展に尽力 ・地域茶商の指導者として、地域茶商の経済地位向上、安全・安心な茶の生産への指導・啓発を行い茶業の安定向上のため尽力 ・全国茶商工業協同組合連合会の要職にあつて消費拡大に尽力し茶業振興に貢献
しんむら じゅんいち 榛村 純一 (故人)	静岡県	前公益社団法人日 本茶業中央会会長 前日本茶輸出促進 協議会会長 前公益社団法人静 岡県茶業会議所会 頭	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県茶業会議所会頭及び日本茶業中央会会長として「茶業振興 5 路線」、「四季の国民大茶会」など茶業の振興にむけた斬新な戦略の提唱、実現に向け豊富な見識と強いリーダーシップにより茶業界を牽引し日本茶業の発展に尽力 ・掛川市長時代に、掛川茶の名声を全国的にし、「全国茶サミット」を結成するなど尽力し、長年の開催に

		元掛川市長 元静岡大学客員教授	つなげた。 <ul style="list-style-type: none"> 茶の機能性や文化について尽力し、最新の研究成果を取り纏めた「茶の機能」「新版 茶の機能」編集・発行に尽力し、若手研究者の育成に尽力 掛川城に茶室をつくり頻繁な茶会の開催により茶道の普及に貢献 茶に関する著書のみならず多数の著書を記し、幅広い分野で活躍
もりた きいち 森田 木一 (71歳)	京都府	現京都やましろ農協宇治田原町茶業部会長 現(公社)京都府茶業会議所会計理事 現京都府茶生産協議会副会長 現農事組合法人日本緑茶宇治田原代表理事	<ul style="list-style-type: none"> 長年にわたり農協宇治田原町茶業部会長の要職にあつて組織の運営及び後継者の育成に尽力し、産地茶業の生産振興に貢献 地元、宇治田原において新規大規模茶園造成計画の推進に尽力し、農事組合法人日本緑茶宇治田原を創立し、代表理事として法人の事業運営に尽力した 多年にわたり、京都府茶生産協議会の要職をつとめ組織の運営及び育成強化と事業発展に貢献 京都府茶業会議所の要職を歴任し、京都府の茶業振興、人材の育成指導に尽力
さとう しょういち 佐藤 昭一 (64歳)	鹿児島県	前(公社)日本茶業中央会理事 前(公社)鹿児島県茶業会議所専務理事 元鹿児島県農業開発総合センター茶業部加工研究室長 元鹿児島県農業開発総合センター大隅分場長 元鹿児島県農業開発総合センター茶業部長 元鹿児島県経済農業協同組合連合会茶事業部技術主管	<ul style="list-style-type: none"> 長きにわたり、茶の試験研究に携わり、製茶加工技術や品質向上技術の開発・普及につとめ、茶業技術開発のリーダーとして鹿児島県茶業の発展に大きく貢献した。 茶の保管方法の改善、画像解析による茶の品質評価、炒蒸機の開発、生葉管理装置の改善に尽力し、茶加工技術向上に貢献 鹿児島県茶業会議所の要職をつとめかごしま茶の流通・販路拡大知名度向上に尽力 全国団体の要職をつとめ、組織の活性化に尽力し、国内茶業の発展に貢献

ウ 第72回全国茶業振興大会宣言

第72回全国茶業振興大会において次の宣言が採択された。

大 会 宣 言

「第72回全国お茶まつり東京大会」は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて「世界と直結する大消費地東京で日本茶の未来を問う」を大会スローガンに、生産者や商工業者など関係者が長らく磨いてきた技術と文化を活かして日本茶の新たな魅力や楽しみ方を提案するプログラムを展開します。

お茶は、人々の生活にゆとりと潤いをもたらすかけがえのない食品として、暮らしの中に深く溶け込み、日本人の美意識や心の拠り所として、日本文化の形成に大きな影響を与えています。

私たち茶業者は、生産・加工・流通が一体となり、国連が提唱する「2030年の達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）」に沿って「日本茶の魅力」をひろく国内外の消費者の皆さんに発信し、茶業の振興、輸出の促進、日本茶文化の発展を図るため、次のことを宣言します。

一 私たちは、国民運動として栄養バランスのとれた和食に欠かせない日本茶の推進を呼びかけるとともに、日本茶ファンをあらゆる場所と機会を通じて増やしていきます。

一 私たちは、お茶のもつ機能・効能を解り易くPRし、日本茶の健康機能を国内外に向け積極的に情報発信します。

一 私たちは、おもてなしの心を育む日本茶とその伝統文化を大切にし、将来にわたって語り伝えるとともに、茶業者間のみならず他の業界とも連携し、日本茶の魅力を活かした新しいお茶のカタチを積極的に国内外の消費者へ提示します。

以上、ここに宣言し、効果的に行動します。

平成30年12月14日

第72回全国茶業振興大会

3) 茶の審査技術の向上研修会

茶審査技術習得のため技術講習会を次により開催した。

○ 養成人数

区 分 別 人 数		県 別 人 数
区 分	人数	
生産関係	9名	静岡6、佐賀1、宮崎1、鹿児島1
商工関係	14名	神奈川1、静岡1、三重3、京都5、福岡1、宮崎1、鹿児島2
インストラクター関係	5名	北海道支部1、埼玉県支部2、大阪府支部2、静岡県支部1
計	28名	

○ 研修会

区 分	開催時期	開催場所	人数	研修内容
茶審査技術研修会	31年2月6日～8日	静岡県菊川市 静岡県農業協同組合 中央会教育部 遠州夢咲農協(茶業振興センター)	28名	1 講義(基礎的知識の修得) (1) 製茶法 (2) 審査法 2 実習(実務技術の修得) (1) 外観審査法 (2) 内質審査法

4) 全国的な行事への後援等

ア ブロック茶品評会、共進会等に対する表彰、後援

全国手もみ茶品評会、全国「玉露のうまい淹れ方」コンテスト大会、関東ブロック茶品評会、関西ブロック、各都府県主催の茶品評会、共進会等にそれぞれ会長賞を授与し表彰、後援等を行った。

イ 全国茶関係青年団への後援

・全国茶業連合青年団

第65回全国茶審査技術競技大会 平成30年9月9日(日) 大阪府

・全国茶生産青年団

第35回全国茶生産青年の集い 平成30年11月30日(金) 静岡市

5) 茶業情報・資料の作成配布

1 平成30年版「茶関係資料」(A4版 197頁)を茶に関する統計集として作成配布。

6) 茶業文庫の活用

- 1 「蘭字カレンダー」(平成31年用)の作成。
- 2 茶業文庫及び各種図書資料の利用拡大をおこなった。

7) その他本会の目的達成に必要な事業

- 1 公益財団法人日本農林漁業振興会主催の農林水産祭に協賛し、各県の品評会への後援、賞状の交付を行い、併せて全国お茶まつりを推進した。
- 2 平成31年2月、東京マラソンでの日本茶のサービスを日本茶インストラクター協会の協力によりおこなった。
- 3 本会の毎月の活動状況について「日本茶業中央会ニュース」として会員団体等に発信した。

公益社団法人 日本茶業中央会 貸借対照表

平成31年3月末日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	当 期	前 期	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金 預 金	5,400,227	13,689,918	△ 8,289,691
貯 蔵 品	1,304,975	1,398,267	△ 93,292
立 替 金	102,731	59,963	42,768
未 収 入 金	200,000	2,254,657	△ 2,054,657
流動資産合計	7,007,933	17,402,805	△ 10,394,872
2 固定資産			
工 具 器 具 備 品	1	1	0
事 務 所 保 証 金	7,938,000	7,938,000	0
固定資産合計	7,938,001	7,938,001	0
資 産 合 計	14,945,934	25,340,806	△ 10,394,872
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	286,247	2,439,844	△ 2,153,597
預 り 金	57,774	91,542	△ 33,768
流動負債合計	344,021	2,531,386	△ 2,187,365
2 固定負債			
預 り 保 証 金	4,420,710	4,420,710	0
固定負債合計	4,420,710	4,420,710	0
負 債 合 計	4,764,731	6,952,096	△ 2,187,365
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	10,181,203	18,388,710	△ 8,207,507
2 指定正味財産	0	0	0
正味財産合計	10,181,203	18,388,710	△ 8,207,507
負債及び正味財産合計	14,945,934	25,340,806	△ 10,394,872

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成については「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用しています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定率法
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式

2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	内容	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	書籍	5,000,000	4,999,999	1

(注) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書について

貸借対照表の付属明細書、正味財産増減計算書の付属明細書は、貸借対照表の注記としましたが、記載事項はありません。

公益社団法人 日本茶業中央会 正味財産増減計算書

平成30年4月1日～平成31年3月末日

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[17,216,487]	[17,219,858]	[△ 3,371]
正会員受取会費	16,934,000	16,934,000	0
特別会費	282,487	285,858	△ 3,371
② 事業収益	[1,780,300]	[1,937,865]	[△ 157,565]
事業収益	1,780,300	1,937,865	△ 157,565
③ 補助金収入	[0]	[7,000,000]	[△ 7,000,000]
補助金収入	0	7,000,000	△ 7,000,000
④ 雑収益	[102]	[145]	[△ 43]
受取利息	102	145	△ 43
経常収益計	18,996,889	26,157,868	△ 7,160,979
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	3,708,000	3,600,000	108,000
給料手当	2,107,467	2,107,467	0
退職給与	5,100,000	0	5,100,000
賃金	150,600	273,050	△ 122,450
諸謝金	345,247	601,398	△ 256,151
法定福利費	683,094	404,793	278,301
旅費交通費	1,204,964	1,910,467	△ 705,503
荷造運賃費	112,749	79,298	33,451
通信費	232,845	228,169	4,676
減価却費	0	49,999	△ 49,999
消耗品費	553,247	1,643,253	△ 1,090,006
会議費	202,630	285,153	△ 82,523
印刷製本費	2,229,629	3,437,978	△ 1,208,349
広告宣伝費	45,920	45,920	0
賃借料	230,121	484,184	△ 254,063
保険料	17,490	17,490	0
共催負担金	1,660,487	1,724,858	△ 64,371
新聞図書費	106,836	111,386	△ 4,550
HP管理費	194,400	194,400	0
事務所費	2,328,491	2,328,490	1
外注費	0	3,977,088	△ 3,977,088
支払手数料	16,762	197,474	△ 180,712
雑費	108,000	28,500	79,500
事業費計	21,338,979	23,730,815	△ 2,391,836
管理費			
役員報酬	1,236,000	1,200,000	36,000
給料手当	702,489	702,489	0
退職給与	1,700,000	0	1,700,000
法定福利費	227,698	134,931	92,767
交通費	365,010	396,560	△ 31,550
荷造運賃費	22,339	51,628	△ 29,289
通信費	63,322	70,137	△ 6,815
消耗品費	82,759	68,087	14,672
会議費	80,784	94,806	△ 14,022
賃借料	71,955	45,117	26,838
事務所費	498,949	498,950	△ 1
支払手数料	589,386	628,378	△ 38,992
交際費	10,000	116,776	△ 106,776
光熱水費	116,606	111,163	5,443
租税公開	1,560	1,920	△ 360
旅費交通費	96,560	99,930	△ 3,370
管理費計	5,865,417	4,220,872	1,644,545
経常費用計	27,204,396	27,951,687	△ 747,291
当期経常増減額	△ 8,207,507	△ 1,793,819	△ 6,413,688
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	[0]	[0]	[0]
(2) 経常外費用	[0]	[0]	[0]
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,207,507	△ 1,793,819	△ 6,413,688
一般正味財産期首残高	18,388,710	20,182,529	△ 1,793,819
一般正味財産期末残高	10,181,203	18,388,710	△ 8,207,507

財産目録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金 現金 預金	手許保管 普通預金 郵便貯金 三井住友銀行 大東京信組 農林中金 農林中金 農林中金	運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として	5,400,227
				19,773
				5,380,454
				5,221
				200,012
				3
				32,173
				12
				5,143,033
	貯蔵品	手許カレンダー等	在庫	1,304,975
立替金	同居法人	同居法人分精算予定分	102,731	
未収入金	特別会費	特別会費未収分	200,000	
流動資産合計				7,007,933
(固定資産) その他固定資産	工具器具備品 事務所保証金	図書文献 事務所保証金	公益目的保有財産 共有(82.35%公益目的、 17.65%管理運営目的)	7,938,001
				1
				7,938,000
固定資産合計				7,938,001
資産合計				14,945,934
(流動負債)	未払金 預り金	印刷会社等 源泉所得税	事業未払金等 給与分納期特例分	286,247
				57,774
流動負債合計				344,021
(固定負債)	預り保証金	事務所保証金	同居法人分預り保証金	4,420,710
固定負債合計				4,420,710
負債合計				4,764,731
正味財産				10,181,203

公益社団法人 日本茶業中央会 事業別正味財産増減計算書

平成30年4月1日～平成31年3月末日

一般会計

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公 1		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	11,351,070	5,865,417	17,216,487
正会員受取会費	11,068,583	5,865,417	16,934,000
特別会費	282,487	0	282,487
事業収益	1,780,300	0	1,780,300
事業収益	1,780,300		1,780,300
雑収益	102	0	102
雑収益	102		102
経常収益計	13,131,472	5,865,417	18,996,889
(2) 経常費用			
事業費	21,338,979		21,338,979
役員報酬	3,708,000		3,708,000
給料手当	2,107,467		2,107,467
退職給与	5,100,000		5,100,000
賃金	150,600		150,600
諸謝金	345,247		345,247
法定福利費	683,094		683,094
旅費交通費	1,204,964		1,204,964
荷造運搬費	112,749		112,749
通信費	232,845		232,845
消耗品費	553,247		553,247
会議費	202,630		202,630
印刷製本費	2,229,629		2,229,629
広告宣伝費	45,920		45,920
賃借料	230,121		230,121
保険料	17,490		17,490
共催負担金	1,660,487		1,660,487
新聞図書費	106,836		106,836
HP管理費	194,400		194,400
事務所費	2,328,491		2,328,491
支払手数料	16,762		16,762
雑費	108,000		108,000
管理費		5,865,417	5,865,417
役員報酬		1,236,000	1,236,000
給料手当		702,489	702,489
退職給与		1,700,000	1,700,000
法定福利費		227,698	227,698
交通費		365,010	365,010
荷造運搬費		22,339	22,339
通信費		63,322	63,322
消耗品費		82,759	82,759
会議費		80,784	80,784
賃借料		71,955	71,955
事務所費		498,949	498,949
支払手数料		589,386	589,386
交際費		10,000	10,000
光熱水料費		116,606	116,606
租税公課		1,560	1,560
旅費交通費		96,560	96,560
経常費用計	21,338,979	5,865,417	27,204,396
当期経常増減額	△ 8,207,507	0	△ 8,207,507
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,207,507	0	△ 8,207,507
一般正味財産期首残高			18,388,710
一般正味財産期末残高			10,181,203
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			10,181,203

平成 31 年度事業計画

◎ 茶業の振興、日本茶文化の普及のための基本的な方針

- 1 茶の需要拡大（高付加価値化、輸出の促進など）
- 2 安全・安心な茶の生産・流通を推進
- 3 茶業における SDGs の取組みを図る
- 4 日本茶・茶文化の良さを国の内外に向けて発信
- 5 茶業の振興、文化の普及のため茶業関係者の連携の強化等態勢の強化

以上を踏まえ、平成 31 年度事業計画及び予算を以下のとおりとする。

1 31 年度事業計画

(1) 茶需要拡大等に向けた取組

- ① 「緑茶の日（平成 30 年 5 月 2 日）」、「緑茶の週間（4 月 29 日～5 月 5 日）」などに実施される各種消費拡大イベントに協賛するとともに、その相乗効果を挙げるように SNS、HP の活用等により広く消費者への情報発信に努める。
- ② 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や 2025 年大阪万博に向けて、需要の拡大を図るため、消費者のみならず食品関連業者等へ日本茶の魅力、茶の効能、日本茶文化を発信するとともに、訪日外国人を含む内外の旅行者を茶産地・文化施設等へ誘導する取組を推進する。併せてチーム J カルチャー等他業種と連携しつつ日本茶や茶文化の普及について実証的な取組を行う。
なお、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して、東京において茶業界としてどのように世界に情報発信するかを検討する。
- ③ 輸出の促進に向けて、日本茶輸出促進協議会と連携して海外市場や輸出の取組みの状況と課題を共有する。
- ④ 「地理的表示保護制度」（地理的表示（G I）法：特定農林水産物等の名称に関する法律平成 26 年 6 月）等を活用し、茶のブランド化を図るための情報を発信する。
- ⑤ 食育等を推進するため小学校等への食育活動、栄養士への茶の普及活動の状況を把握し、情報を発信する。
- ⑥ 第 69 回全国お茶まつり（平成 27 年）で採択された「水出し緑茶元年」に沿った取組を推進する。

(2) 安全・安心な茶の生産流通の推進

- ① 「緑茶の表示基準」の一部改正と周知
消費者の安全・安心な茶の選択・購入に資するため、食品表示法に基づく表示基

準に即して「緑茶の表示基準」を一部改正し、周知を図る（施行日を2020年4月1日）。

- ② 茶の品質の適正化、安全・安心な茶生産流通を推進するため、生産・流通関係者の研修会（茶審査技術研修等）を開催するとともに、「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」施行に伴う残留基準値の情報を提供する。
- (3) 茶業におけるSDGsの取り組みを進める。
行政と連携し、SDGsの情報を収集し茶業に係る取り組む内容を検討し、整理する。
- (4) 日本茶・茶文化の良さを国の内外に向けて発信
「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されていることを踏まえ、日本茶・茶文化を世界に向けて発信し、日本茶輸出促進協議会と連携して輸出振興に取り組む。
また、各地で実施される茶文化に係る行事に協賛・参加し茶文化の振興に寄与する。
- (5) 国際的な動きに対応した組織活動の推進
茶類は、コーヒーと並んで国際貿易品目であり、ISO、FAOなど国際機関が積極的に活動している。
- ① ISO（国際標準化機構）への対応について
日本はISOの下部組織である「食品専門部会・茶分科会（TC34/SC8）」の正式メンバー（投票権を有す）に登録（平成25年12月）され、国内審議団体として、農林水産省生産局が対応している。現在、農水省は国内審議委員会・抹茶WGを設置し、我が国の抹茶の基準を国際的な位置づけるように、ISO専門委員会に抹茶の技術レポートを提出するなど、規格化に向けて活動している。日本茶業中央会は国内審議委員の1人として活動していく。
 - ② FAO-IGG on TEA（茶に関する多国間協議）について
FAOの「茶の政府間グループ」は、国際貿易における消費の拡大、残留農薬基準などの品質について審議している。日本はこれまで農薬の残留基準の現状、安全基準の設定について説明し、日本茶の安全性を世界にアピールするとともにIGGで行われている農薬の基準等について情報交換するなど引き続き対応していく。
- (6) 「全国お茶まつり」の開催並びに各種表彰行事への後援と協力
「全国お茶まつり」については、全国を3ブロックに分け、ブロックごとに順番を決めて実施してきた。平成33年以降の開催についても、これまでのブロック単位で開催する基本的な考え方を尊重しつつ、開催地や開催方式について31年度内に見直しを行う。
- (7) 補助事業の実施について
- ア 平成31年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業に取り組む
30年度に続き、「日本茶業体制強化推進協議会（本会は構成員）」として応募している。
採択され次第、関係機関と連携して取り組む
 - ◎「平成31年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（継続）うち全国的支

援体制の整備事業」

- 1 事業実施主体 日本茶業体制強化推進協議会（平成 30 年 2 月 28 日設立）
 - 2 構成員 （公社）日本茶業中央会、NPO 法人日本茶普及協会、日本紅茶協会
株式会社吉村、（一般社団）お茶結びプロジェクト
 - 3 会 長 NPO 法人日本茶普及協会理事長 大森 正司
 - 4 主な事業内容 食品関連事業者等への日本茶の需要創出、日本茶文化の普及
- イ 平成 31 年度輸出に取り組む事業者向け支援事業（継続）
日本茶輸出促進協議会（事務局：日本茶業中央会）が実施

◎海外でのプロモーション事業、セミナーの開催、輸出エキスポへの出展等

(7) 各種調査・情報収集等

- ① 消費者への情報の提供、茶関係者の基礎資料とするため「茶関係資料」（平成 31 年版）の作成・配布を行う。
- ② 茶業の振興に資するため、各種の研究会、関連行事等に参画、協力する。

(8) 茶業文庫等の保管、整備

茶に関する文献、資料等の充実とその活用を図るとともに、蘭字等の茶業文庫に保管されている歴史的に貴重な書籍のPR、管理を行う。

(9) 茶業の活性化に向けて、茶業関係団体等との連携を強化するとともに、本会の活動内容、組織体制等について引き続き検討を進める。

(10) 平成 31 年度において資金調達及び設備投資の見込はない。

記載要領： 下表の水色欄()部分を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

法人コード	A017183
法人名	公益社団法人日本茶業中央会

【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計								収益事業等会計				法人会計	内部取引控除	合計	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	共通	小計	収1	他1	共通	小計				
I 一般正味財産増減の部																
1. 経常増減の部																
(1) 経常収益																
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
受取会費	13,237,250	0	0	0	0	0	0	13,237,250	0	0	0	0	4,396,750	0	17,634,000	
受取会費	13,237,250							13,237,250					4,396,750		17,634,000	
事業収益	2,000,000	0	0	0	0	0	0	2,000,000	0	0	0	0	0	0	2,000,000	
事業収益	2,000,000							2,000,000					0		2,000,000	
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
受取寄付金	100,000	0	0	0	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	0	100,000	
受取寄付金	100,000							100,000					0		100,000	
雑収益	21,000	0	0	0	0	0	0	21,000	0	0	0	0	0	0	21,000	
雑収益	21,000							21,000					0		21,000	
経常収益計	15,358,250	0	0	0	0	0	0	15,358,250	0	0	0	0	4,396,750	0	19,755,000	
(2) 経常費用																
事業費	16,548,250	0	0	0	0	0	0	16,548,250	0	0	0	0		0	16,548,250	
役員報酬	3,750,000							3,750,000							3,750,000	
給料手当	2,107,500							2,107,500							2,107,500	
賞金	140,000							140,000							140,000	
諸謝金	100,000							100,000							100,000	
退職給付費用	315,750							315,750							315,750	
法定福利費	900,000							900,000							900,000	
旅費交通費	882,000							882,000							882,000	
荷造運搬費	270,000							270,000							270,000	
通信費	275,000							275,000							275,000	
減価償却費	0							0							0	
消耗品費	637,000							637,000							637,000	
会議費	220,000							220,000							220,000	
印刷製本費	2,308,000							2,308,000							2,308,000	
貯蔵品	300,000							300,000							300,000	
広告宣伝費	100,000							100,000							100,000	
賃借料	100,000							100,000							100,000	
保険料	20,000							20,000							20,000	
資料費	0							0							0	
共催負担金	1,220,000							1,220,000							1,220,000	
新聞図書費	100,000							100,000							100,000	
HP管理費	300,000							300,000							300,000	
事務所費	2,357,000							2,357,000							2,357,000	
外注費	100,000							100,000							100,000	
支払手数料	46,000							46,000							46,000	
雑費	0							0							0	
管理費													4,396,750	0	4,396,750	
役員報酬													1,250,000		1,250,000	
給料手当													702,500		702,500	
退職給付費用													105,250		105,250	
法定福利費													300,000		300,000	
交通費													360,000		360,000	
荷造運搬費													50,000		50,000	
通信費													50,000		50,000	
消耗品費													60,000		60,000	
消耗什器備品費													80,000		80,000	
会議費													80,000		80,000	
賃借料													50,000		50,000	
事務所費													499,000		499,000	
支払手数料													600,000		600,000	
交際費													20,000		20,000	
光熱水料費													100,000		100,000	
租税公課													0		0	
旅費交通費													80,000		80,000	
雑費													10,000		10,000	
経常費用計	16,548,250	0	0	0	0	0	0	16,548,250	0	0	0	0	4,396,750	0	20,945,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,190,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,190,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,190,000	
基本財産評価損益等								0					0		0	
特定資産評価損益等								0					0		0	
投資有価証券評価損益等								0					0		0	
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常増減額	△ 1,190,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,190,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,190,000	
2. 経常外増減の部																
(1) 経常外収益																
中科目別記載								0					0		0	
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用																
中科目別記載								0					0		0	
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計振替額								0					0		0	
当期一般正味財産増減額	△ 1,190,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,190,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,190,000	

公益社団法人日本茶業中央会 役員給与規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日一部改正
平成 29 年 3 月 24 日一部改正

(趣 旨)

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会（以下「中央会」という。）の役員給与に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(常勤役員給与の種類)

第 2 条 中央会の常勤の理事（以下「常勤理事」という。）の給与は、俸給、通勤手当とする。

(俸給月額)

第 3 条 常勤理事の俸給月額は、総会の決議を経て年度予算の範囲内で理事会が定めるものとする。

(俸給の支給)

第 4 条 常勤理事の俸給は、毎月 16 日に支払うものとし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

2 俸給は、その月の月額的全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給の計算)

第 5 条 月の途中で移動を生じた常勤理事のその月に係る俸給の額は、その者の俸給の月額にその者の当該月における在職日数を乗じた額を 30 をもって除して得た額とする。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、交通機関を利用し通勤する常勤理事に対し、毎月、その者の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から実施する。

公益社団法人 日本茶業中央会 役員退職手当規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日 一部改正

- 第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
- 2) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。
- 第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、その者の退職の時ににおける俸給月額額の 100 分の 100 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。
- 第 4 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ
在職期間による。
- 2) 前項の規定による在職期間の年数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。
- 3) 役員の任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職に専任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。
- 4) 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。
- 第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法施行規則第 42 条に定めるところを準用する。
- 第 6 条 会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする退職手当金総額の 50%以上に相当する額を積立っておかなければならない。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。

令和元年6月

公益社団法人日本茶業中央会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に**該当しません**ので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電話：03-3434-2001

FAX：03-3459-9518